

薬生副発1215第1号
平成29年12月15日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正について

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第85号）については、本日、公布・施行されたところです。

下記に改正内容を示すとともに、関係資料を送付しますので、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づく今後の給付金等支給業務に関し、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 給付金の請求期限に関する事項（法第5条関係）

給付金の支給の請求の期限を、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすること。

- ① 2023年（平成35年）1月15日（日曜日に当たるため、2023年（平成35年）1月16日）
- ② 損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を2023年（平成35年）1月15日（日曜日に当たるため、2023年（平成35年）1月16日）以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

(関係資料)

1. 法律の概要資料

- ・ C型肝炎救済特別措置法について

2. リーフレット

- ・ 出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第IX因子製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染された方々へ

3. Q&A

- ・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給等に関するQ&A（平成29年12月改訂版）

(本件に関する照会先)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川(内線2717)、野原(内線2718)

(代表電話)03(5253)1111、(直通電話)03(3595)2400

メールアドレス 増川 masukawa-naoki@mhlw.go.jp

野原 nohara-keita@mhlw.go.jp